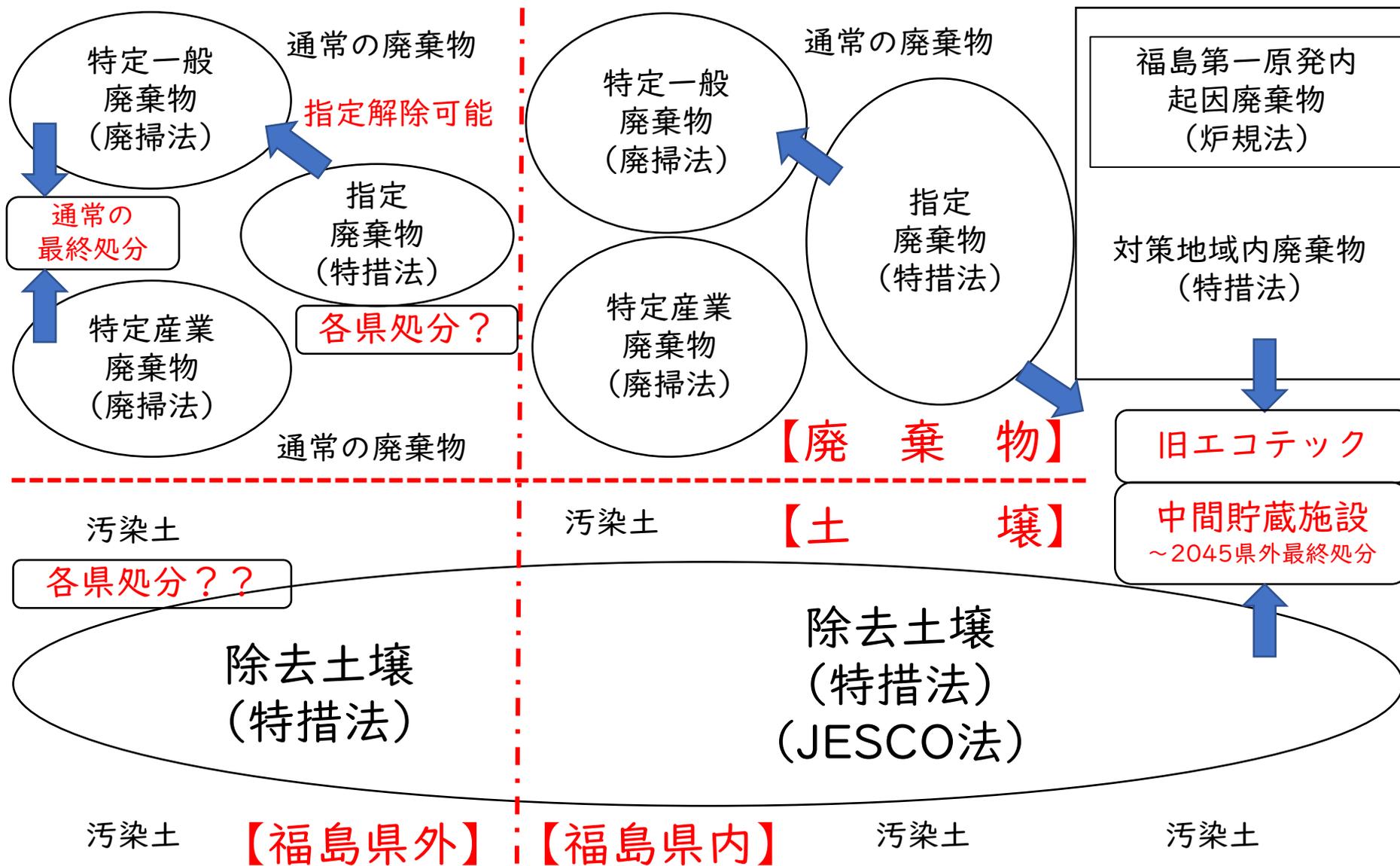
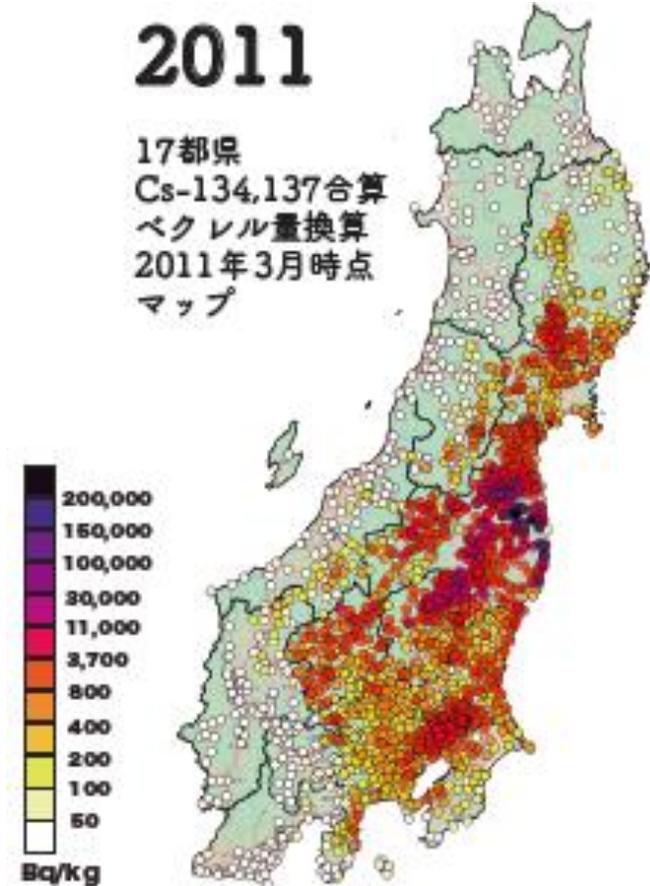


# 事故由来の放射性物質による 汚染の広がりと対処の全体イメージ (茅野試案)



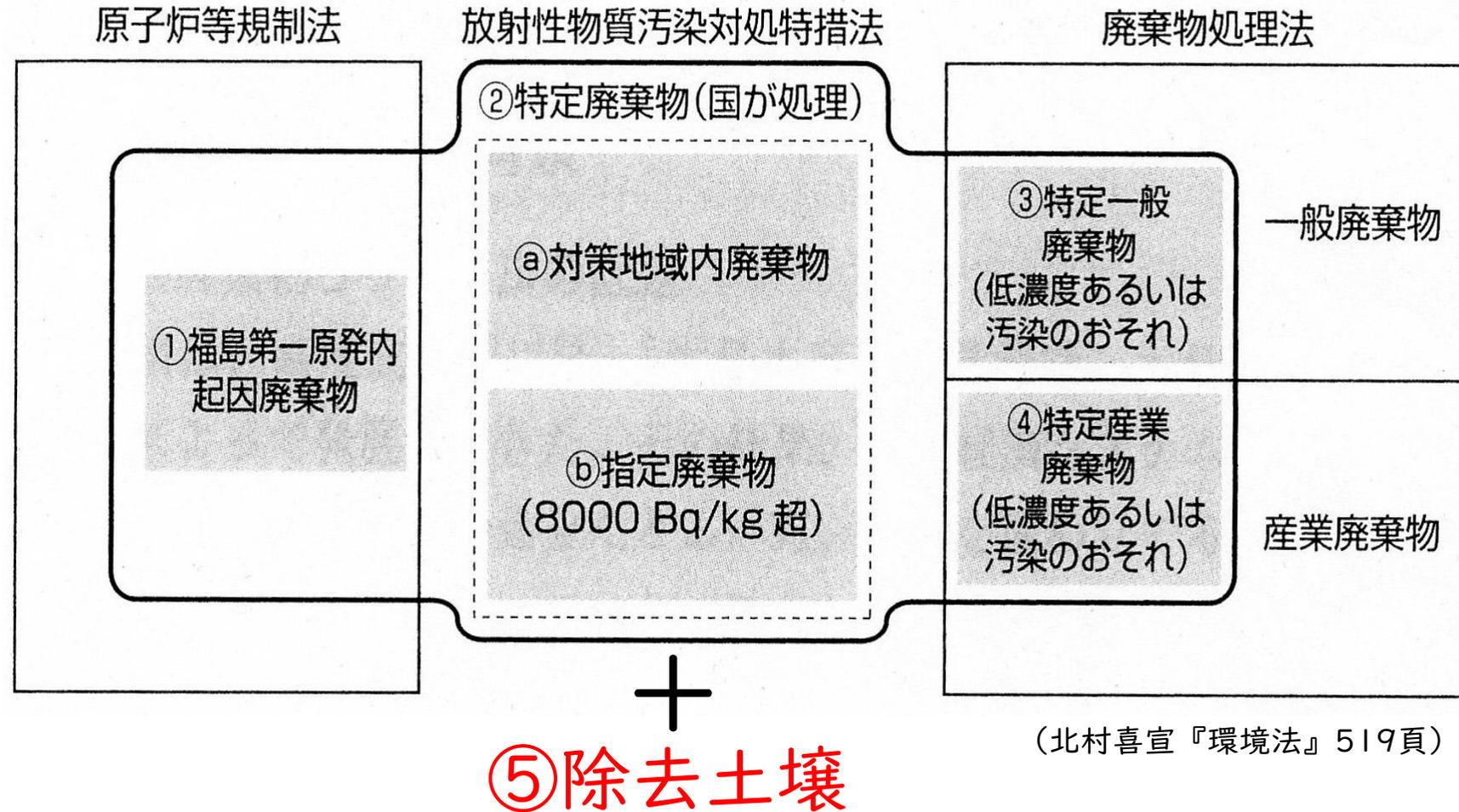
2011

17都県  
Cs-134,137合算  
ベクレル量換算  
2011年3月時点  
マップ



# 事故由来の放射性物質によって生じた廃棄物・除去土壌 モノと制度の対応関係はどうなっている？

- ①と②aは場所的基準。
- ②bは品目限定（焼却灰、浄水発生土、下水汚泥、稲わら堆肥）→汚染があっても通常ごみとして処理の危険。指定解除も可能。10年が経過した現時点では全貌把握が難しい。
- ③④は全貌把握が難しい。  
→廃棄物行政でかねてから問題となっていた越境移動によって汚染が拡散した可能性。
- ⑤1兆数千億→4兆円に膨らんだ除染マネー（中間貯蔵施設と帰還困難区域対策を除く）
- 焼却主義：減容化施設の問題。



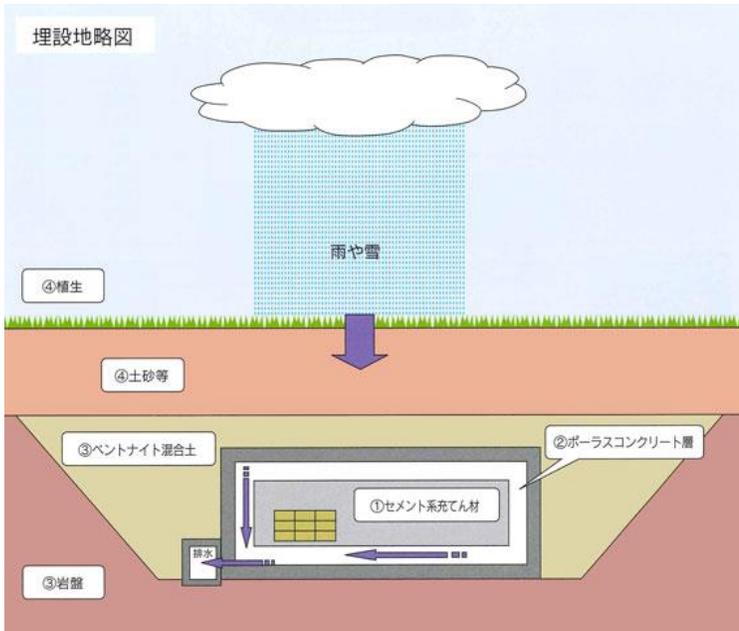
(北村喜宣『環境法』519頁)

※原子力行政と廃棄物行政の双方の悪いところが事態を悪化させているように思われる。  
(土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌)  
特措法第2条4

# 除去土壌の「再生利用」： 従来の低レベル放射性廃棄物との落差

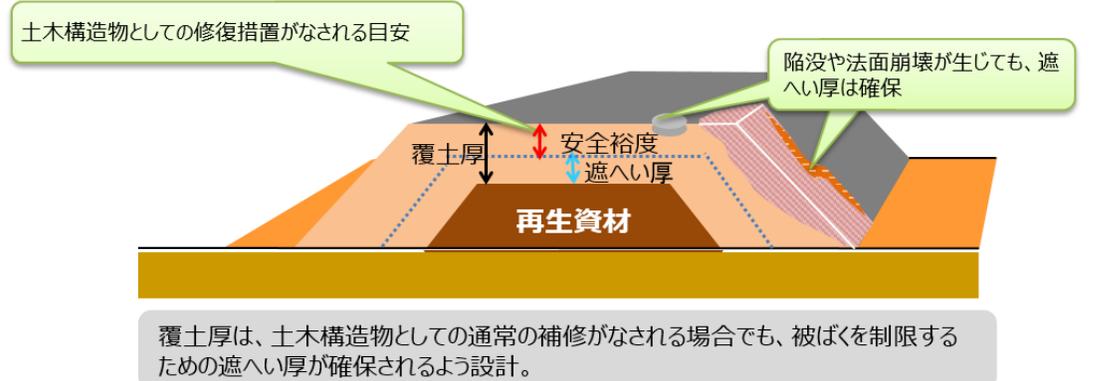
日本原燃（青森県六ヶ所村）の  
低レベル放射性廃棄物埋設センター

- 廃棄体の埋設後、約300年にわたって段階的な管理を実施。
- 公衆被ばく線量目標値は $50 \mu\text{Sv}/\text{年}$ 。
- 2018年の県・村の確認では $19 \mu\text{Sv}/\text{年}$ 。



環境省の「基本的な考え方」

施工中の追加被ばく線量 $1\text{mSv}/\text{年}$ 、供用中は $1/100$



覆土厚は、土木構造物としての通常の補修がなされる場合でも、被ばくを制限するための遮へい厚が確保されるよう設計。

<http://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/recycling/>

表 2 管理期間終了を約  $100\text{Bq}/\text{kg}$  相当とする場合の管理期間<sup>6</sup>

※希釈考慮なし

再生利用開始年の濃度( $\text{Bq}/\text{kg}$ )

		500	600	1000	1200	3000	5000	8000	10000
再生利用	2016	62年	70年	92年	100年	140年	162年	182年	192年
開始年	2045	70年	78年	100年	108年	148年	170年	191年	200年

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構「除去土壌等の再生利用に係る追加被ばく線量について」（除去土壌等の再生利用に係る放射線影響に関する安全性評価検討ワーキンググループ、2016年1月27日）資料2-2

# 除去土壌の「再生利用」の構図

- 2012.7 福島復興再生基本方針  
→ 中間貯蔵開始後30年以内に県外で最終処分
- 2014.12 JESCO法に異例の規定（第3条2）  
→ 政府にとっては除去土壌の中間貯蔵施設への搬入を可能な限り少なくすることが至上命令に。
- ここから「**土壌は本来貴重な資源**」との認識が前面に出てくるように。

※核燃料サイクルの正当化のために用いられる「使用済核燃料は再利用可能な資源」という言説と、とても似通った建前。

➤放射能汚染という事態に向きあわず、技術的にも再利用など困難な物を強引に「**資源**」と位置づけ、当面のつじつまを合わせようとし、「**理解**」を醸成しようとする動きは、高レベル廃棄物（ガラス固化体）の最終処分と同じ構図。

